

東京都ターゲット・バードゴルフ協会規約

平成 17 年(2005 年) 4 月 1 日施行

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、東京都ターゲット・バードゴルフ協会（略称 東京都 T B G 協会）と称する。

(目 的)

第 2 条 本協会は生涯スポーツとしてターゲット・バードゴルフの普及および振興を図り、都民の心身の健康づくりに貢献することを目的とする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 3 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 本協会主催の競技会の開催
- 2 各種協会主催の競技会および協賛競技会への参加
- 3 講習会、研修会の開催および指導員の派遣
- 4 日本 T B G 協会認定の公認指導員養成および資格試験の実施
- 5 競技規則および規定類の制定
- 6 用具および競技コースの認定
- 7 愛好者組織の育成強化
- 8 その他本協会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

(会 員)

第 4 条 本協会は、次の会員により組織する。

- 1 団体会員（加盟団体）
 - (イ) 市区町村を代表する団体
 - (ロ) 職域、学校等広域にまたがる団体
- 2 個人会員
加盟団体に属さない公認指導員および愛好者
- 3 賛助会員
本協会の目的および事業に賛同する企業または団体

(会員資格の取得)

第 5 条 会員になろうとする者は、次により資格を取得する。

- 1 本協会の目的および事業に賛同し、別に定める手続きにより申請、承認を得ること
- 2 別に定める会費（加盟金を含む）を納入すること

(会員の特典)

第 6 条 会員は、次の特典を得ることができる。

- 1 本協会の指定する競技施設および宿泊施設等の紹介、利用
- 2 本協会が開催または参加する大会および各種競技会への参加
- 3 本協会の発行する資料等の配布
- 4 その他前各号に準ずるもの

(会員資格の喪失)

第 7 条 会員は、次によりその資格を失うことがある。

- 1 会費納入を怠ったとき
- 2 本協会の名誉を毀損したとき

第 4 章 役員および評議員

(役 員)

第 8 条 本協会に次の役員をおく。

1 会 長	1 名
2 理事長	1 名
3 副理事長	1 名
4 専務理事	1 名
5 常任理事	若干名
6 理 事	若干名
7 監 事	若干名

(役員を選任)

第9条 役員を選任は、次の通りとする。

- 1 理事 総会において加盟団体より推薦された者の中より選出する。
上記の他、学識経験者、賛助会員等から選任することができる。但し、加盟団体選出理事を過半数とする。
- 2 会長、理事長、副理事長、専務理事、常任理事は理事会において理事より選出する。
- 3 監事 総会において選出する。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本協会の会務を総理し、本協会を代表する。総会の議長を務める。
- 2 理事長は、会長を補佐し、総会の議決事項を執行する。常任理事会、理事会の議長を務める。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。
- 4 専務理事は、理事長の特命により特定業務を担当する。
- 5 常任理事は、常任理事会において、第16条に定める事項に定める事項について審議執行する。
- 6 理事は、理事会において会務の執行に関し審議決定する。
- 7 監事は、会計を監査する。

(評議員)

第11条

- 1 評議員は、各加盟団体より各1名選出する。
- 2 評議員は、総会において、第14条に定める審議事項に対し、加盟団体を代表して意見を述べ、審議しそして議決権を有する。

(特別職)

第12条 本協会は必要に応じて、次の特別職を置くことができる。

- 1 相談役および顧問は、会務の重要事項を諮問または特定業務を委嘱する。

(役員および評議員の任期)

第13条 役員および評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

補欠又は増員により選任された役員および評議員の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

第5章 会 議

(総 会)

第14条

- 1 総会は年1回開催し、理事長が召集する。
- 2 総会は次の事項について審議、決定する。
 - (イ) 事業報告および事業計画
 - (ロ) 予算および決算
 - (ハ) 役員を選出
- (ニ) その他重要事項
- 3 常任理事会の決定により、必要に応じて重要事項の審議、決定のため、臨時総会を開催する。
- 4 総会の議決は過半数をもって成立する。同数の場合は議長の決定による。

(理事会)

第15条

- 1 理事会は年1回開催し、理事長が召集する。
- 2 理事長が必要と認めた場合、または半数を超える理事から、会議開催の目的事項を付して開催の請求があった場合、臨時理事会を召集する。

(常任理事会)

第16条

- 1 常任理事会は年4回開催し、理事長が招集する。
- 2 常任理事会は、理事会から委任された事項、およびその他会務に関し重要または緊急な事項を審議、決定する。
- 3 理事長が必要と認めた場合、または半数を超える常任理事から会議開催の目的を付して開催の請求があった場合、臨時常任理事会を開催する。

(会議の成立および議決)

第17条

- 1 総会、理事会および常任理事会は、構成員の過半数（委任状を含む）により成立する。
- 2 議事は出席者の過半数をもって議決される。但し、第22条に定める規約の改正を除く。

第6章 部会および事務局

(部 会)

第18条 本協会の事業を推進するため、必要に応じて部会を置くことができる。部会の責任者は、常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

(事務局)

第19条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は会計処理を行なう。事務局長は、理事長が委嘱し、常任理事会に報告する。

第7章 会 計

(会 計)

第20条 本協会の経費は、会費（加盟金を含む）、事業収入、賛助金および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。会費については別に定める。

(会計年度)

第21条 本協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の改正

(規約の改正)

第22条 本規約の改正は、総会において出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成により議決される。

[付 則]

- 1 細則 本規約の執行に必要な細則は、常任理事会の決定を経て別に定める。
- 2 評議員の選出
 - (1) 第4条に定める加盟団体は、発足後の4月1日をもって加盟団体とし、それまでの間は準加盟団体とする。
 - (2) 第11条に定める評議員を選出できる加盟団体は、会員数10名以上とし10名に満たない団体は、準加盟団体とする。
- 3 会費（加盟金および年会費） 別紙による。
- 4 事務所 当面の間 会長 北原大平 宅に置く。
〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町2-15-2
- 5 施行および改正
 - (1) 本規約は1990年（平成2年）5月1日から施行する。
 - (2) 本規約は1994年（平成6年）4月1日から改正施行する。
 - (3) 本規約は2000年（平成12年）1月1日から改正施行する。
 - (4) 本規約は2001年（平成13年）4月1日から改正施行する。
 - (5) 本規約は2005年（平成17年）4月1日から改正施行する。

《別 紙》

[東京都TBG協会の加盟金と年会費]

[加盟団体……会員数を10名以上とし、評議員を選出出来る。10名未満の団体は、準加盟団体とする。]

1. 年会費

1) 会員規模会費

会員数	年会費	会員数	年会費
100人以上	10,000円	40人以上	4,000円
80人以上	8,000円	30人以上	3,000円
60人以上	6,000円	20人以上	2,000円
50人以上	5,000円	10人以上	1,000円

2) 会員数当り会費

年会費	一人当り 1,200円
-----	-------------

注1) 会員数の登録は、毎年4月1日現在の在籍会員の申請により4月に納入する。準加盟団体は、「会員数当りの会費」のみ納入する。

注2) 加盟団体間(新加盟団体を含む)の移動については、そのどちらかの団体で会費を納入すること。

2. 新規加盟団体の加盟金及び年会費の納入(準加盟団体を含む)

加盟金は加盟時にすみやかに納入する。年会費は加盟後1年間は納入を免除する。

但し、年度途中の加盟の場合は、翌年3月31日迄とする。

加盟金	10,000円
-----	---------

3. 賛助会員

賛助会員	年1口 10,000円
------	-------------

4. 寄付金

個人、団体からの寄付金は理事会の承認により受領することが出来る。

〈公認指導者更新〉

公認指導者の更新料は3,500円です。但し、当分の間、都協会の年会費(2年分)1,200円を700円(都協会が500円補助)に減額し東京都TBG協会は下記の通りとする。

	日本協会	都協会	合計=個人
年会費(2年)	800円	700円	1,500円
登録料	1,000円	500円	1,500円
合計	1,800円	1,200円	3,000円

3. 施行および改正

(1) 本別紙は2010年(平成22年)4月1日から改正施行する。